

## 千葉県障害者相談センター実習生受入要領

### (目的)

第1条 この要領は、千葉県障害者相談センター（以下「センター」という。）において行う実習生の受け入れについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領で「実習生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学及び専修学校（以下「大学等」という。）の長から実習を要請された学生をいう。

### (申請)

第3条 実習の受け入れを要請しようとする大学等は、実習を実施する年度の5月末日までに、実習依頼書（様式第1号）、実習生履歴書、誓約書（様式第2号）を市長に提出するものとする。ただし、センターが特に認めた場合は、その限りではない。

### (承認)

第4条 市長は前条の申請があったときは、業務に支障がないと認められる場合に限り、実習生の受け入れを承認することができる。

2 市長は、受け入れの承認または不承認を決定したときは、実習生受入承認通知書（様式第3号）または実習生受入不承認通知書（様式第4号）により大学等に受け入れの可否を通知するものとする。

3 市長は実習生の受け入れを承認した場合、大学等と千葉県障害者相談センター実習生受入に関する協定を締結するものとする。

### (受入)

第5条 実習生の受け入れ先は原則としてセンターとする。

2 実習生の受入日数は、原則として一人16日以内とする。

3 実習生の受け入れは、原則として7月から11月までの間とする。

### (実習内容)

第6条 実習内容等については、センターと大学等が協議し定める。

### (実習に伴う費用)

第7条 実習に要する材料費、移動のための交通費等の経費は実習生の負担とする。

### (損害賠償)

第8条 実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

- 3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。
- 4 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等及び実習生は当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(実習生の負傷)

第9条 実習中及び実習先との往復途上における実習生の負傷、疾病及び事故に関しては、大学等及び実習生自らの責任において適切な措置を講じるものとする。

(実習生の服務)

第10条 実習生は、実習期間中、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 実習生は、市の職員の指示に従い、実習に専念すること。
  - (2) 実習生は、市の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守すること。
- 2 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密の保持)

第11条 実習生は、実習上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

- 2 実習生は、個人情報の取り扱いについて、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) 実習生は、この実習に関して知り得た個人情報を実習を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場所についても市の指示によることとする。
  - (2) 実習生は、市の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 3 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に市長の承認を得なければならない。

(実習の停止等)

第12条 実習生が第10条及び第11条の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、当該実習生の実習を停止させ、又は、第4条第1項の受け入れの承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により実習生の受け入れを取り消したときは、実習生受入承認取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、実習生の受け入れに必要な事項は、障害者相談センター所長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

千葉県障害者相談センター実習依頼書

千葉県長様

法人所在地

法人名

法人代表者名

印

令和 年度 千葉県障害者相談センターにおける実習において、次の者の受け入れを依頼します。

ふりがな 氏名	学部・学科	受入希望期間	備考
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	

○ 実習中の保険金額

実習生本人 円

対人・対物 円

○ その他連絡事項

.....  
.....

○ 本件の連絡先

住所 .....

担当部署・担当者 .....

電話・FAX .....

電子メールアドレス .....@.....

年 月 日

千 葉 市 長 様

住所

氏名

印

## 誓 約 書

私は、障害者相談センターにおいて実習を受けるにあたり次の事項を遵守することを誓います。

- 1 千葉市職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念します。
- 2 実習期間中は、千葉市の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守します。
- 3 千葉市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を行いません。
- 4 実習上知り得た秘密を漏らすことはいたしません。また、個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守します。なお、実習終了後も同様といたします。
  - (1) この実習に関して知り得た個人情報を実習以外に使用し、又は第三者に引き渡すことはいたしません。また、個人情報を使用する場所についても千葉市の指示によることとします。
  - (2) 千葉市の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために千葉市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製することはいたしません。
- 5 実習の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に千葉市長の承認を得ることとします。
- 6
  - (1) 実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入します。
  - (2) 実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、自らの責任において対応します。
  - (3) 故意又は過失により千葉市に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
  - (4) 第三者に与えた損害についても、責任の一切を負うこととします。
  - (5) 第三者に与えた損害等により、千葉市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、千葉市が被った損害の補填をします。

様式3号

千 第 号  
年 月 日

様

千葉市長

実習生受入承認通知書

令和 年 月 日付け依頼のありました千葉市障害者相談センターにおける実習の受け入れについて、下記のとおり承認します。

記

氏 名	実習の期間	備考
	月 日～ 月 日まで	
	月 日～ 月 日まで	
	月 日～ 月 日まで	
	月 日～ 月 日まで	

様式4号

千 第 号  
年 月 日

様

千葉市長

実習生受入不承認通知書

令和 年 月 日付で依頼のあった千葉市障害者相談センターにおける実習について、受け入れを不承認としましたので、下記のとおり通知します。

記

不承認理由

様式5号

千 第 号  
年 月 日

様

千葉市長

実習生受入承認取消通知書

年 月 日付けで承認した千葉市障害者相談センターにおける実習生の受け入れについて、千葉市障害者相談センター実習生受入要領第12条に基づき、受け入れの取消しを決定しましたので下記のとおり通知します。

記

- 1 対象となる実習生氏名
- 2 取消した理由